

1 法律相談

報酬の種類	弁護士報酬の額
個人の場合	30分ごとに5000円 ※事前に資料を送付いただき検討した場合は、その時間も含まれます。
法人等 ※個人事業主を含む	30分ごとに1万円 ※事前に資料を送付いただき検討した場合は、その時間も含まれます。

2 書面による鑑定

報酬の種類	弁護士報酬の額
鑑定料 (弁護士による意見書・鑑定書)	時間制報酬(TC) 1時間あたり5万円

民事事件

1 民事事件(示談交渉)

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金	事件の経済的な利益の額が300万円以下の場合 10% 300万円を超え3000万円以下の場合 6.25%+11万2500円 3000万円を超え3億円以下の場合 3.75%+86万2500円 3億円を超える場合 2.5%+461万2500円 ※着手金の最低額は20万円とする。 ※受任開始時点で、裁判所手続を要する場合、若しくは、相手方から裁判所手続を提起されている(提起される見込の場合)には、上記金額の1.5倍程度を目途とする。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額することができる。	①
報酬金	事件の経済的な利益の額が300万円以下の場合 20% 300万円を超え3000万円以下の場合 12.5%+22万5000円 3000万円を超え3億円以下の場合 7.5%+172万5000円 3億円を超える場合 5%+922万5000円 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額することができる。 ※但し、報酬金の最低額は、20万円とする。	
時間制時給方式	4万円から8万円の間で、業務内容・担当弁護士等を踏まえて協議により決する。	

2 示談交渉から訴訟へ移行した場合の費用

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金	手続きが移行するたびに着手金の2分の1を上限として生ずる。	

3 離婚事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
調停事件	着手金 報酬金	50万円以上 50万円以上 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1	①
交渉事件		※財産分与、慰謝料等の請求は、上記1に準ずる。	

		※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。 交渉を受任するときの着手金は30万円以上とし、調停移行時に追加着手金20万円とする。	
訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 50万円以上 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	

4 保全命令申立事件等

報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
着手金	1の着手金の額の2分の1。 審尋又は口頭弁論を経たときは、 1の着手金の額の3分の2。 ※着手金の最低額は20万円	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	①
報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき 1の報酬金に準じて受けることができる。		

5 民事執行事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	※着手金の最低額は20万円。	①
	報酬金	1の報酬金の額の4分の1		
執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1		
	報酬金	1の報酬金の額の4分の1		

6-1 破産・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件

報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 (2) 非事業者の自己破産 (3) 自己破産以外の破産、会社整理、特別清算、会社更生等	(個人) 100万円以上 (法人) 150万円以上 50万円以上 協議による	①

6-2 民事再生事件

報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者 200万円以上 (2) 非事業者 100万円以上 (3) 小規模個人及び給与所得者等 50万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※民事再生法235条に基づく	①
執務報酬	再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる。	免責申立事件(免責異議申立事件を含む)の着手金は、左の着手金(2)、(3)の2分の1、報酬金は左の報酬金の算定方法を準用する。	
報酬金	1に準ずる(この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。)ただし、再生計画認可決定が得られなかったとき(依頼者の責めに帰すべき事由がない場合に限る)は、報酬金は生じないものとする。		

7 任意整理事件(6の各事件に該当しない債務整理事件)

報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の任意整理 50万円以上 (2) 非事業者の任意整理 20万円以上		①
報酬金	イ 事件が清算により終了したとき (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額(債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ)につき 500万円以下の場合 15% 500万円を超え1000万円以下の場合 10%+25万円 1000万円を超え5000万円以下の場合 8%+45万円 5000万円を超え1億円以下の場合 6%+145万円 1億円を超える場合 5%+245万円 (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき 5000万円以下の場合 3% 5000万円を超え1億円以下の場合 2%+50万円 1億円を超える場合 1%+150万円 ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、6の報酬に準ずる。 ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イ、ロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。		

刑事事件・少年事件

1 起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下同じ)の事案簡明な刑事事件

報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
着手金	認めが50万円以上、否認が100万円以上		
報酬金	不起訴	認めが50万円、否認が100万円以上	
	求略式命令	30万円以上	
	起訴後	刑の執行猶予	
求刑された刑が軽減された場合 無罪(一部含む)		25万円以上 100万円以上	

接見日当	接見場所の所在地に応じて、1名あたり、以下の金額	
公判日当	公判3回目以降は接見日当に準じる。	

4 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
報酬金	50万円を最下限として、事案に応じて協議	

5 告訴・告発

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金	1件につき100万円以上	
報酬金	受理された場合 50万円以上	

少年事件

- 1 家庭裁判所送致前及び送致後
2 抗告・再抗告及び保護処分取消

報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
着手金	それぞれ30万円から50万円の範囲内の額 ※2		
報酬金	非行事実なしに 基づく審判 不開始又は不処分	30万円から50万円の範囲内の一定額以上	
	その他	30万円から50万円の範囲内の額	

裁判上の手数料

- 1 証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる)

分類	弁護士報酬の額(手数料額)	備考
基本	50万円以上	
特に複雑又は 特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	

- 2 簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの)

分類	弁護士報酬の額(手数料額)	備考
	1件につき30万円以上	

裁判外の手数料

- 1 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

分類	弁護士報酬の額(手数料額)	備考
	時間制報酬 1時間あたり5万円以上	
特に複雑又は 特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
公正証書にする場合	(出張日当として加算)	

- 2 内容証明郵便作成

分類	弁護士報酬の額(手数料額)	備考
	1件につき10万円以上	

3 遺言書作成

分類		弁護士報酬の額(手数料額)	備考
非定型	基本	経済的な利益の額が300万円以下の場合 50万円 300万円を超え3000万円以下の場合 2.5% + 42万5000円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.75% + 95万円 3億円を超える場合 0.25% + 245万円	
	特に複雑又は 特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
公正証書にする場合		(出張日当として加算)	

4 遺言執行

分類	弁護士報酬の額(手数料額)	備考
基本	遺産目録に記載された積極財産の金額の5~10%	
特に複雑又は 特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
遺言執行に 裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	

その他

1 出張日当 ※事務所外執務時間

区分	弁護士報酬の額	備考
	事務所外執務時間1時間あたり1万5000円 ※事務所執務時間・・・弁護士が委任事務の処理のため事務所外に拘束された時間(移動+執務)	

2 時間制報酬

区分	弁護士報酬の額	備考
1時間あたり	4万円から8万円の間で、業務内容・担当弁護士等を踏まえて協議により決する。	

備考

- ① 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。
- 算定可能な場合の算定基準
- イ 金銭債権 債権総額(利息及び遅延損害金を含む)
 - ロ 将来の債権 債権総額
 - ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
 - ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額
 - ホ 所有権 対象たる物の時価相当額
 - ヘ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
 - ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額
建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
 - チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額
 - リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
 - ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記
手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額
 - ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に比して高額であるときは、当該法律行為の目的の価額
 - オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価額。
 - カ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。
 - キ 遺留分侵害額請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
 - ク 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額)
- 算定不能な場合の算定基準
- 800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。
- 経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。